

「サイバーセキュリティタスクフォース」開催要綱（案）

1 目的

あらゆるものがインターネット等のネットワークに接続されるIoT/AI時代が到来し、それらに対するサイバーセキュリティの確保は、安心安全な国民生活や、社会経済活動確保の観点から極めて重要な課題である。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を3年半後に控え、IoT/AI時代を見据えたサイバーセキュリティに係る課題を整理するとともに、情報通信分野において講すべき対策や既存の取組の改善など幅広い観点から検討を行い、必要な方策を推進することを目的として、本タスクフォースを開催する。

2 名称

本タスクフォースは、「サイバーセキュリティタスクフォース」と称する。

3 主な検討・推進事項

- (1) IoT/AI 時代のサイバーセキュリティを支える基盤・制度
- (2) IoT/AI 時代のサイバーセキュリティを担う人材育成
- (3) IoT/AI 時代のサイバーセキュリティ確保に向けた国際連携

4 構成及び運営

- (1) 本タスクフォースは、総務省政策統括官（情報通信担当）及び情報通信国際戦略局長共催のタスクフォースとして開催する。
- (2) 本タスクフォースの構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 本タスクフォースには、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員による互選とし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本タスクフォースを招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本タスクフォースを招集し、主宰する。
- (6) 本タスクフォースの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、臨時構成員を指名又はオブザーバを招聘することができる。
- (8) 座長は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) 座長は、検討を促進するため、必要に応じ、分科会を開催することができる。
- (10) 分科会の主査は、座長が指名する。
- (11) その他、タスクフォースの運営に必要な事項は、座長が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本タスクフォースは、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) タスクフォースで使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがある場合若しくは座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本タスクフォースの議事要旨は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 スケジュール

本タスクフォースは、平成29年1月から開催する。

7 その他

本タスクフォースの事務局は、情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室及び情報通信国際戦略局情報通信政策課が行う。

(別添)

「サイバーセキュリティタスクフォース」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

鵜飼 裕司 株式会社 FFRI 代表取締役社長

岡村 久道 英知法律事務所 弁護士、国立情報学研究所 客員教授

小山 覚 NTT コミュニケーションズ株式会社情報セキュリティ部 部長

園田 道夫 国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT)

セキュリティ人材育成研究センター センター長

戸川 望 早稲田大学理工学術院 教授

徳田 英幸 慶應義塾大学環境情報学部 教授

中尾 康二 ICT-ISAC 理事、KDDI 株式会社技術統括本部運用本部 顧問

名和 利男 サイバーディフェンス研究所 専務理事/上級分析官

林 紘一郎 情報セキュリティ大学院大学 前学長・教授

藤本 正代 富士ゼロックス株式会社 パートナー、
情報セキュリティ大学院大学 客員教授

安田 浩 東京電機大学 学長

吉岡 克成 横浜国立大学大学院環境情報研究院/先端科学高等研究院 准教授

※ その他、議題に応じて、座長は臨時構成員を指名